

令和2年第3回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年6月29日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年6月29日(月) 午後1時30分から午後2時9分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君
	3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君
	5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君
	7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君
農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君		11番	重 清 幸 良 君
振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君		13番	石 田 力 司 君
職務代理者	14番	日 並 洋 君		16番	佃 徹 君
	17番	田 村 秀 司 君		18番	木 村 勝 彦 君
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(3人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
臨時筆生	寺 田 裕 子 君		

議事日程

令和2年第3回 美幌町農業委員会総会
令和2年6月29日 午後1時30分開会

- | | |
|--------------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | 諸般の報告について |
| 日程第3 | 会期の決定について |
| 日程第4 | 会務報告について |
| 日程第5 報告第3号 | 第2回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 報告第4号 | 第2回 農地部会会議結果報告について |
| 日程第7 報告第5号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第8 議案第8号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 議案第9号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第10 議案第10号 | 現況証明願について |
| 日程第11 議案第11号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日程第12 協議第2号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第3回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号5番安藤委員、同じく議席番号6番高崎委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号9番中川委員、同じく15番中村委員は欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。
議 長	(口頭報告なし)
議 長	何かご質問はございませんか。
議 長	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第3号「第2回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。
振興部会長	部会長からの報告をお願い致します。 第2回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規程により下記のとおり報告する。令和2年5月25日。美幌町農業委員会振興部会長小泉豊和。美幌町農業委員会会長千葉正美様。記。1、案件。(1)平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(2)令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について(3)令和2年度農作物生育

	<p>状況調査について。2、開催日時 令和2年5月25日、月曜日、午後2時30分から午後2時52分。3、開催場所 議会議事堂。4、出席者 わたくしほか計9名、事務局、矢野総務担当主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。</p>
総務担当主査	<p>会議結果についてご報告致します。(1)平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては議案参考資料1ページから8ページまでの内容について提案しまして承認されております。(2)令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては議案参考資料9ページから11ページまでの内容について提案しまして承認されております。(3)令和2年度農作物生育状況調査につきましては協議の結果、上期の日程を7月10日の金曜日、下期の日程を8月31日の月曜日とし、既に提出いただいておりますが上期の調査対象圃場について、各ブロック長に選定を要請することと致しました。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第3号「第2回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第4号「第2回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。</p>
農地部会長	<p>第2回農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。令和2年5月25日。美幌町農業委員会農地部会長寺本恵二。美幌町農業委員会会長千葉正美様。記。1、案件(1)農地評定研修について。(2)農地パトロール(遊休農地調査)について。2、開催日時 令和2年5月25日、月曜日、午後2時30分から午後2時55分。3、開催場所 議会委員室。4、出席者 寺本部会長他8名、事務局、佐々木事務局長、荒木総務担当。5、会議結果につきましては事務局より説明をお願いします。</p>
総務担当主査	<p>会議結果についてご報告致します。すでに先々週の16日に実施致しました農地評定研修と今後実施予定の農地パトロールについてご協議しております。(1)農地評定研修の実施につきましては令和2年6月16日の火曜日、午前のみ実施することと致しました。実施方法は2ブロック及び3ブロックから評定する研修圃場を選考していただきまして、全委員により評定方法の研修を行うことと致しました。(2)農地パトロールの実施につきましては例年、農地評定研修と同日に実施しておりましたが協議の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長時間の3密を回避するため、6月の農地パトロールは見送り、7月及び8月に振興部会で実施する農作物生育状況調査に併せて実施する予定と致しました。農地パトロールの内容につきましては遊休農地、低利用農地の発見や無断転用の確認、農地法許可後における利用状況確認など。調査方法は各ブロックから確認農地の候補を挙げてもらう。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第4号「第2回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>

総務担当主査

報告第5号についてご説明する前に農地所有適格法人定期報告についてご説明致します。農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は年1回、事業終了後3か月以内に農業委員会に法人の概要、事業の種類、売上高、構成員の状況などを報告しなければなりません。農業委員会は提出された報告内容について農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかを確認をし、その結果を総会で報告し承認を得るものでございます。それでは議案に戻りまして今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案9ページから13ページまでの17法人でございませぬ。

【議案書に基づき説明】

以上の17法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号6号。

総務担当主査

内容番号6号のご説明の前に本件の経過についてご説明させていただきます。本件内容につきましては平成27年11月総会におきまして、経営移譲に伴い〇〇さんから〇〇さんへの使用貸借を許可、決定としております。その後、〇〇さんは農業者年金の経営移譲年金及び特例付加年金を受給してはいたしましたが、平成29年に農業所得の確定申告を〇〇さん名義で申告をしていたことが判明し、特例付加年金の受給要件を満たさなくなってしまう、受給が取り消しとなりました。その後、平成31年分の確定申告を〇〇さん名義で行ったため、再度、受給するためにはどのような手続きが必要なのか、農業者年金基金に確認したところ、現在の使用貸借は一旦解約し、再度、使用貸借を申請し許可を受けることで要件を満たし、年金請求できるとの回答があったため、今回、あらためて使用貸借の許可申請をされたものでございませぬ。なお、現在の使用貸借に係る合意解約につきましては、同一世帯内の場合、総会での審議は必要ないことから、事務局において既に処理済みとなっておりますことをご報告申し上げます。

それでは内容番号6号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧くださいませぬ。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございませぬ。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は使用貸借、賃借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございませぬ。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてはおり、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

4 番

内容番号6号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は農業者年金受給の手続きに必要なため、〇〇さんから〇〇さんへの使用貸借について、もう一度申請し直すものです。

〇〇さんは苗木を作付され、熱心に営農されてはおりますのでよろしくお願ひ致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月5日に鎌仲委員と確認してはおりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ございませぬか。

	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第9、議案第9号「農地法4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号1号。
総務担当主査	内容番号1号についてご説明致します。参考資料は16ページから18ページをご覧願います。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内の農用地区域内にある農地であります。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が102.06㎡、通路等160.2㎡、工事期間は許可日から令和2年10月30日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
6番	内容番号1号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎の横、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると6月14日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 内容番号2号。
総務担当主査	内容番号2号についてご説明致します。参考資料は19ページから21ページをご覧願います。本件は後継者住宅建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は第1種農地であります。転用目的は住宅建築、計画の概要は住宅面積が125.86㎡、通路等615.74㎡、工事期間は許可日から令和2年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
17番	内容番号2号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は現在の住宅には3世代が住んでおり家族が増え、手狭になっているため〇〇さんの住宅を新築するものです。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると6月4日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。 議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長	日程第10、議案第10号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号5号。
総務担当主査	内容番号5号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
1 番	内容番号5号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は公園通りに面した住宅街にあり、〇〇さんの住宅があるため、相当前から畑としては利用しておらず、農地・採草放牧地以外であることを6月5日、木村委員、安藤委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 内容番号6号。
総務担当主査	内容番号6号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
5 番	内容番号6号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は区画整理がされている美幌駅南側の住宅街にあり、一面雑草が生えている状況で相当前から畑としては利用されておらず、農地・採草放牧地以外であることを6月5日、日並一三委員、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 議案第10号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第11、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号1号から2号は関連がございますので一括上程を致します。
事務局長	内容番号1号から2号をご説明する前に農業公社による買入協議制度についてわたくしからご説明申し上げます。参考資料34ページをご覧願います。 1番の趣旨でございますが、全文朗読させていただきます。農地保有合理化事業(公社による買入や担い手への一時貸付)の積極的な推進を図り、農用地の流動化をさらに促進し、効率的、安定的な農業経営体(農家さんのこと)の育成を目的として農用地の利用を集積するため、平成6年に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、農業公社による農用地の買入協議制度が創設されました。次に2の内容ですが、まず農地の所有者から農業委員会にあっせん(売買)の申出を行います。申出を受けましてから農業委員会、美幌町、農業公社で譲受人の利用調整を行います。双方の合意が得られず売買が不調に終わった場合、農業委員会は町長に買入協議をするよう総会で決議を行います。これが買入協議要請でございます。このあとご説明する議案がこれに該当致します。この売買が不調に終わっ

た場合とは、具体的には譲受人が一括で土地代金の支払いができない場合などが該当致します。売買が不調に終わることで、その優良農地が町外者に流出する危険性があると農業委員会が判断した場合、このように買入協議要請を行います。

総会後の流れですが、総会后、農業委員会から町長へ買入協議要請を行います。美幌町長は町が作った基本構想に照らして農業公社による買入が必要と認めた場合、所有者と農業公社に買入について協議を行うよう通知を致します。農業公社は所有者と協議を行い、協議が整えば買入を行い、その結果を町に通知します。土地所有者は正当な理由なく公社との協議を拒めない。買入協議を行う旨の通知があつてから3週間は当該農地を譲渡できない制限がつきます。町は買入（農業公社が所有者から農地を買う）のための農用地利用集積計画（案）を作成して農業委員会総会に提出を致します。土地所有者に土地代金が一括で支払われ、土地の所有権が農業公社へ移転します。農業公社は買入協議に基づき買入れた農用地を効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、認定農業者等に売り渡しますが、通常は5年間公社から借り受けして資金を準備して5年後に買い取るようになります。・買入協議制により農用地を公社に売り渡した場合、その譲渡所得に対しては、1,500万円の特別控除の適用を受けることができます。ただし、売り主は事務手数料として土地代金の2%+消費税を公社に支払うこととなります。3番目ですが対象農用地農業振興地域内の農用地区域内にある農用地。具体的には土地改良事業が実施された農用地、集団的に存在している農用地、認定農業者が現に耕作している農地に隣接している農用地などが対象になります。わたくしからの説明は以上でございます。

総務担当主査

内容番号1号から2号について一括ご説明致します。参考資料は26ページをご覧ください。内容番号1号についてご説明致します。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号2号についてご説明致します。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆。面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案18ページをご覧ください。利用調整の経過につきましては申出日が令和2年6月8日、利用調整を行った時期が令和2年6月8日から令和2年6月16日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1号から2号は適当と認めます。
議案第11号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第12、協議第2号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

総務担当主査

協議第2号についてご説明致します。本件は6月8日付け及び6月15日付けで美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので除外5件、用途区分変更1件でございます。
除外の内容番号2号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。本件は先月の議案第7号現況証明願の内容番号4号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。除外の内容番号3号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。除外の内容番号4号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。本件は先の議案第9号農地法第4条許可申請の内容番号2号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は後継者住宅建設のためでございます。除外の内容番号5号についてご説明致します。参考資料は31ページをご覧ください。

ます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。除外の内容番号6号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。次に用途区分変更の内容番号2号についてご説明致します。議案参考資料33ページをご覧ください。本件は先の議案第9号農地法第4条許可申請の内容番号1号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は農舎建築のためでございます。

今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出し、町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第2号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これもちまして、第3回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時09分